

国地契第115号
平成27年3月31日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第3本文中「平成24年国土交通省告示第523号」を「平成26年国土交通省告示第1055号」に改め、「総合評定値の通知を受けている者」の次に「及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号。以下「改正省令」という。）による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等（選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。）を加える。

第3第一号中「旧告示別表第一の区分」の次に「（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）」を加える。

第3第二号中「別表第五の区分」の次に「（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）」を加える。

第3第三号本文中「区分又は数値」の次に「（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）」を加える。

第3第三号ハ（イ）算式中「（三）から（五）」を「（四）から（六）」に改める。

第3の2本文中「総合評定値の通知を受けている者及び」の次に「改正省令による改正後の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「新規則」という。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した」を加える。

第3の2第一号「選定要領第2第一号に規定する」を削る。

第3の2第三号ハ本文中「（ヌ）」を「（ル）」に、「並びに」を「及び」に改め、「登録の状況の点数」の次に「並びに若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数」を加え、算式中「（イ）～（ヌ）」を「（イ）～（ル）」に改める。

第3の2第三号ハ（イ）算式中「 $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$ 」を「 $Y \times 15$ 」に改め、「この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。」を削り、「Y1」を「Y：」に改め、「Y2 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目のうち新告示第一の

四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしてないとされたものの数」を削り、(ル)として「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。」を加える。

第4第1項本文中「別表15」を「別表17」に、「別表16」を「別表18」に改める。

第4第1項第一号中「(地方整備局)の次に「(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。)」を、「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の次に「(」を加え、「(港湾空港関係事務に関する事について、平成13年4月より前に発注した工事については、70点)」を削り、「技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、」の次に「災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)、」を加え、「別表17」を「別表19」に、「別表18」を「別表20」に改める。

第4第1項第二号中「発注した工事」の次に「のうち地方整備局又は官庁営繕部が所掌する」を加える。

第5第1項中「総合評定値の通知を受けている者及び」の次に「新規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した」を加える。

第5第2項から第7項中「各構成員ごと」を「構成員ごと」に改める。

第5第3項中「項目の点数」の次に「は」を、「技術職員の和及び」の次に「建設工事の」を加え、「第2号」を「第二号」に改め、「0.8を乗じたもの及び」の次に「建設工事の」を加え、第4項、第5項及び第6項中「第3号」を「第三号」に改める。

別表 1 5 を次のように改める。

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

別表 1 6 を次のように改める。

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0

別表 1 7 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	0.11053
アスファルト舗装	0.11237
鋼橋上部	0.074931
造園	0.076426
建築	0.12039
電気設備	0.10578
暖冷房衛生設備	0.10674
上記以外の工種区分	0.10781

別表 1 8 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	537.08
アスファルト舗装	557.67
鋼橋上部	677.40
造園	645.71
建築	610.38
電気設備	672.37
暖冷房衛生設備	694.71
上記以外の工種区分	578.58

別表19を次のように加える。

	工事請負金額	部局係数
当該地方支分部局 が発注した工事	全工事	1.0
他の地方支分部局 又は官庁営繕部が 発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

別表20を次のように加える。

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0

附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、平成27年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。